

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約</p> <p>第1部一般条項 第1章会員の資格 第2条（家族会員） （略） 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合 または 代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p> <p>第4条（届出事項の変更等） 1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。 （略） 7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</p> <p>第2章 カードの管理 第6条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限り）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下</p>	<p>みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約</p> <p>第1部一般条項 第1章会員の資格 第2条（家族会員） （略） 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合 あるいは 代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p> <p>第4条（届出事項の変更等） 1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。 （略）</p> <p>第2章 カードの管理 第6条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限り）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」と</p>	<p>（変更）</p> <p>（追加）</p> <p>（新設）</p> <p>（変更）</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>「提携会社」という) と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな<u>カードを発行し、貸与します</u> (ただし、<u>カード券面はデザイン等が変更される場合がある</u>)。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報は<u>カード券面に印字または登録された会員</u>本人以外は使用できないものとします。 (略)</p> <p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させ<u>または</u>使用のために占有を移転させてはなりません。 (略)</p> <p>第7条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面に</u>印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。 (略)</p> <p>第9条 (カードの利用枠)</p> <p>1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよびキャッシングリボの利用代金を<u>合算して</u>未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。</p>	<p>いう) と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな<u>会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード (カード券面のデザイン変更を含む) を発行し、貸与します</u>。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報は<u>カード券面上に印字された会員</u>本人以外は使用できないものとします。 (略)</p> <p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させ<u>もしくは</u>使用のために占有を移転させてはなりません。 (略)</p> <p>第7条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面上に</u>印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。 (略)</p> <p>第9条 (カードの利用枠)</p> <p>1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよびキャッシングリボの利用代金を<u>合算した</u>未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>(略)</p> <p>6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>第13条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>⑦ <u>会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>⑧ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (カード利用の一時停止等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 当社は、会員が<u>利用枠</u>を超えた利用をした場合、もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りすることがあり</p>	<p>(略)</p> <p>6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>届けを提出し</u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>第13条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨ その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (カード利用の一時停止等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 当社は、会員が<u>カード利用枠</u>を超えた利用をした場合、もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りするこ</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>ます。 (略)</p> <p><u>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができます。</u></p> <p>第3章 カード利用代金等の決済方法 第16条 (代金決済口座および決済日) (略)</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボおよび第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p> <p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等 第21条 (期限の利益の喪失) (略)</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 (略)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社</p>	<p>とがあります。 (略)</p> <p>第3章 カード利用代金等の決済方法 第16条 (代金決済口座および決済日) (略)</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ<u>返済元金</u>および第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p> <p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等 第21条 (期限の利益の喪失) (略)</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く<u>当該</u>債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに<u>当該</u>債務の全額を支払うものとします。 (略)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>より会員資格を取消された</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社</p>	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>の当社へ持参<u>または</u>送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 1 8 条の<u>ただし書</u>の定めにより支払うものとします。</p>	<p>の当社へ持参<u>もしくは</u>送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 1 8 条の<u>但書</u>の定めにより支払うものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第 2 2 条 (会員資格の取消) (略)</p>	<p>第 2 2 条 (会員資格の取消) (略)</p>	
<p>2. <u>本会員</u>の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p>	<p>2. <u>会員</u>の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>3. <u>当社は、会員が本条第 1 項第 7 号または第 8 号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p>	<p>3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>5. 当社は、会員資格の取消を行った場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p>	<p>4. 当社は、会員資格の取消を行った場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第 2 部 カードによる取引と利用代金の支払</p>	<p>第 2 部 カードによる取引と利用代金の支払</p>	
<p>第 1 章 カードによるショッピング</p>	<p>第 1 章 カードによるショッピング</p>	
<p>第 2 7 条 (カードショッピング) (略)</p>	<p>第 2 7 条 (カードショッピング) (略)</p>	
<p>4. オンライン取引の際の利用手続き：コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社<u>または</u>他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンライ</p>	<p>4. オンライン取引の際の利用手続き：コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社<u>またはもしくは</u>他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオ</p>	<p>(変更)</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>ンによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 カード利用代金の支払区分 第3 1条 (リボルビング払い)</p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い・ボーナス一括払い・分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>④あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払い区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変</p>	<p>ンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 カード利用代金の支払区分 第3 1条 (リボルビング払い)</p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い・ボーナス一括払い・分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>④あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払い区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>更の申出はなかったものとします。</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>5千円以上の当社が指定する金額</u>。（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。<u>また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p> <p>（略）</p> <p>6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。</p> <p>第32条（分割払い）</p> <p>（略）</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、<u>本会員</u>が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記〈繰上返済の可否および方法〉に定めるとおりとします。</p> <p>第35条（支払停止の抗弁）</p> <p>（略）</p> <p>5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店と</p>	<p>更の申出はなかったものとします。</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位）</u>。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。</p> <p>第32条（分割払い）</p> <p>（略）</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、<u>会員</u>が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記〈繰上返済の可否および方法〉に定めるとおりとします。</p> <p>第35条（支払停止の抗弁）</p> <p>（略）</p> <p>5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店と</p>	<p>（変更）</p> <p>（追加）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>において解決するものとします。</p> <p>① 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。</p> <p>（略）</p> <p><ご相談窓口></p> <p>（略）</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記お客さまサービスデスクまでお願いします。</p> <p>株式会社みなとカード</p> <p><近畿財務局長（12）第00492号></p> <p><お客さまサービスデスク></p> <p>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地</p> <p>電話番号 078-322-2001</p> <p>（略）</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p><お客様相談室></p> <p>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地</p> <p>電話番号 078-322-2222</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京 03-6627-4057</p> <p>大阪 06-6445-3530</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（2024年4月改定）</u></p>	<p>において解決するものとします。</p> <p>① 売買契約が会員にとって営業のため<u>に</u>または営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。</p> <p>（略）</p> <p><ご相談窓口></p> <p>（略）</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記お客さまサービスデスクまでお願いします。</p> <p>株式会社みなとカード</p> <p><近畿財務局長（12）第00492号></p> <p><お客さまサービスデスク></p> <p>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地</p> <p>電話番号 078-322-2001</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>（略）</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p><お客様相談室></p> <p>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地</p> <p>電話番号 078-322-2222</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p><u>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</u></p> <p>東京 03-6627-4057</p> <p>大阪 06-6445-3530</p> <p>（略）</p> <p><u>（2023年10月改定）</u></p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（追加）</p> <p>（変更）</p>